

## 建設工事における現場代理人兼務取扱要領

### (目的)

第1条 八街市が発注した工事の現場代理人が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、八街市との連絡体制が確保されている場合に限り、他の工事の現場代理人と兼務できる場合について定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務できる工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 契約金額が1件130万円以下の工事

(2) 契約金額が1件130万円を超えて2,500万円未満の工事で、八街市内に営業所(本店又は支店等)を有する建設業者が受注した工事

(3) 工事現場が同一、隣接又は近接した複数の工事を同一業者が受注し、諸経費の調整を行う場合であること

2 前項第2号及び第3項の規定により現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務できる工事は、2件までとする。

3 第1項第2号の規定による工事で、変更等により契約金額が2,500万円以上となった場合でも兼務は可能とする。

4 現場代理人の配置期間は、主任技術者等専任通知書の提出日から工事完成通知書の提出日までとする。

### (兼務の届出)

第3条 前条第1項第2号の規定により現場代理人の兼務をしようとする建設業者は現場代理人兼務届出書(様式1)を、当該兼務に係る工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

### (兼務中の注意事項)

第4条 現場代理人等の兼務をしている工事については、次に掲げる事項を厳守すること。

(1) 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

(2) 常に八街市及び工事現場間の連絡が取れる体制にすること。

### 附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事について適用する。